

# 1 小学校6年生まで対象になります 入院の医療費支給対象を拡大します

平成25年7月から、入院の医療費支給対象を、小学校6年生までに拡大します。お子さんの学年によって、子ども医療証の取扱いが異なりますのでご確認ください。なお、今回変更されるのは「入院」の医療費支給対象のみです。「入院外」は変更ありませんのでご注意ください。

	入院	入院外
新	<p>◎小学6年生（12歳に達する日以後の最初の3月31日）までを対象</p> <p>◎自己負担 500円/日（月3,500円限度） 各医療機関ごとに負担</p>	<p>◎変更ありません （小学3年生までが対象）</p>
旧	<p>◎小学3年生（9歳に達する日以後の最初の3月31日）までを対象</p> <p>◎自己負担 500円/日（月3,500円限度） 各医療機関ごとに負担</p>	

※小学生で「重度障害者医療」または「ひとり親家庭等医療」の助成が受けられる場合は、そちらを優先して使用となります。



## ●桂川町の小学校4年生～6年生のお子さん

1. 以前、桂川町子ども医療の受給対象者で桂川町子ども医療証をお持ちであった方には、6月中旬に新しい子ども医療証（入院のみ対象）を郵送します。
2. 上記1以外の方が助成を受けるには、申請手続きが必要です。

【申請場所】桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係（1階6番窓口）

【申請に必要なもの】 ・印鑑 ・健康保険証（お子さんの分）

## ●桂川町の小学校1年生～3年生のお子さん

現在、桂川町子ども医療証をお持ちの方には、新しい子ども医療証（入院が拡大された証）を6月に郵送します。差し替えをお願いします。

## ●桂川町の小学校就学前のお子さん

今までどおり現在お持ちの「子ども医療証」（平成22年12月以前に申請されたお子さんは「乳幼児医療証」となります。）をご利用ください。

問合先 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097